

申請者: 島本 実

論文題目 『ナショナルプロジェクトの制度設計  
—サンシャイン計画と太陽光発電産業の生成—』

審査員 鈴木 良隆  
栗原 史郎  
沼上 幹  
楠木 健  
米倉 誠一郎

【一】

本論文の目的は、新エネルギー技術開発計画（サンシャイン計画）、とくにその太陽光発電産業開発を中心に解明する作業を通じて、経済の計画化の意味と可能性さらには歴史研究の可能性を明らかにしようとした意欲作である。

まず、サンシャイン計画とは70年代、80年代を代表する大規模なナショナルプロジェクトであり、多大な国家予算がつぎ込まれた次世代エネルギー開発の中核的国家計画であった。しかし、その成果に関しては賛否が分かれ、他の成功したプロジェクト研究に比較して既存研究はきわめて少ないというのが現状である。ましてや、同計画の立案や遂行のプロセスの詳細を明らかにした本格的な研究はこれまで皆無であった。そうしたなかで本論文は、同計画の歴史を一次資料とインタビュー・データを駆使して記述したもので、その歴史的記述だけでも大きな価値をもつものである。

また同論文は、同時にこうした作業を通じて、ナショナルプロジェクトといった社会計画はどのように形成されるのかについて、各参加主体の視点からの分析を行い、こうした巨大ナショナルプロジェクトが、当事者の意図や計画性とはおよそかけ離れたさまざまな諸力によって展開していく様子を克明に描き出している。そして、そのこと社会計画といった複数の意図によって合成されるプロジェクトの再現がかくも困難であることを示すという理論的な問いへつながっている。同論文ではナショナルプロジェクトの歴史研究を通じて、その制度設計における制御可能な方策とその限界についてが考察されているのである。

本論文の構成は以下の通りである。

序章 問題の所在

第1節 考察対象としてのサンシャイン計画

第2節 計画の目標と成果

第3節 サンシャイン計画の評価

第1章 サンシャイン計画の成立 —計画の創発的誕生—

第1節 研究開発官と国立研究所研究者の協力関係

第2節 計画案の拡大

第3節 石油危機の傍聴

第2章 NEDOの設立とその組織変容

—産官学知識集約頭脳集団のイニシアティブ喪失—

第1節 NEDO設立への過程

第2節 公共性の制約の下での民活方針

第3節 組織拡大とイニシアティブの喪失

第3章 太陽光発電産業の生成 —計画を指標とした企業間競争の発生—

第1節 委託の開始と各社の対応

第2節 アモルファス太陽電池の登場

第3節 要素技術間対立構造の出現

第4節 対立構造がもたらした成果

終章 結論と討議 —制御可能性のパラドクスを超えて—

第1節 本論の要約とその説明の構造

第2節 先行研究再考

第3節 制御不能のなかでの制御可能性

【二】

序章では、まず論文全体の問題設定の後、通産省の技術政策およびナショナルプロジェクトについての概説的な解説が行われ、続いてサンシャイン計画の規模や成果の数量的なサーベイと、先行研究における同計画への評価が紹介されている。

本論を構成する三つの章（第1章、第2章、第3章）は、それぞれ

- (1) サンシャイン計画の成立、
- (2) NEDOの設立とその組織変容、
- (3) 太陽光発電産業の生成

と題されており、これらはそれぞれ政府・特殊法人・企業の視点から、サンシャイン計画の策定・遂行プロセスの考察という対応になっている。

第1章では、サンシャイン計画の立案から成立にいたる過程を対象に、政府内の意思決定が分析されている。そこから明らかになったことは、同計画が単一の政策担当者によって立案されたものではなく、通産省内の多様な主体によるそれぞれの目的をかなえようとした行為が、第一次石油危機のなかで、壮大な計画と化

したという事実である。こうした展開は、計画の立案者にとっても意図せざる結果であった。

第2章では、サンシャイン計画の実施機関である新エネルギー開発機構＝NEDOの設立と組織変容の過程を対象に、政府と特殊法人の関係の変化が分析されている。そこから明らかになったことは、このNEDOが、当初想定されていたような産官学知識集約構想にしたがった民活路線の組織であったがゆえに新エネルギー技術開発で成果をあげたのではなく、逆にこの構想が読み変えられることによってNEDOが通産省の人間を吸引することを容易にし、計画の進展にともなって新エネルギー技術開発に対するイニシアティブを失っていったという経緯であった。

第3章では、サンシャイン計画においてももっとも実用化段階に近いとされる太陽光発電産業を対象に、その成立過程における政府、特殊法人、民間企業それぞれの組織の意思決定と具体的な行為が分析されている。そこから明らかになったことは、工業技術院の計画案がそのままのかたちで成果を上げたのではなく、計画案が存在したことによって引き起こされた他者の行為が、要素技術間の競争開発を呼び起こし、結果的に各社の成果につながったという事実であった。すなわち、当初の計画案では、工業技術院は太陽電池開発において、優れた半導体技術をもつ関東系大メーカーの貢献を期待し、委託研究を配分したが、実際に太陽電池・太陽光発電システムにおいて産業自立化面で成果をあげたのは、皮肉にも当初工業技術院が計画から排斥した京セラという現象が生じた事実である。

終章では、本論で観察された事実に基づいて、各章を要約するとともに、これまでの制度設計をめぐる先行研究の方法論的な再検討を通じて、この問題に対する歴史研究の貢献の可能性が提示されている。サンシャイン計画では、ある主体の一つの行為が準拠点になって別の主体の行為を呼び起こし、それが再度準拠点になってさらに別の主体の行為が呼び起こされるという現象が生じたため、当初の主体がその行為によって達成しようと想定していたものとは、異なるかたちでの結果が発生するというメカニズムが観察された。こうした状況を前提とすれば、有効な制度設計の方法を考察するためには、参加主体が自らの可能性のために、自らをも制約するような制度の未来像をある程度合意形成し、そのプロセスにおける創発は事前にコントロールせずに、制度の未来像との対話の中で自己規制していくものと把握する視角が必要となる。これが本論文の最終的な到達点である。

### 【三】

本論文について非常に高い評価を加えるべき主要な点は三点ある。まず第一に、本論文がサンシャイン計画の歴史について貴重な一次資料を数多く用い、また参加者への詳細な聞き取り調査を通じて、計画の立案・遂行のプロセスを事実ベースで確定していることである。近年、比較制度分析など歴史にモデル分析を当てはめるといふ方向の研究が散見されるようになったとはいえ、個々の事実を丹念に掘り起こし、その因果関係を確定してゆくという手法は現在なお歴史研究の王道である。社会における複雑な現象を安易な単純化に落とさず、そのプロセスにひそむ関係性を逐一理解していくことにこそ、歴史学の方法論上の優位がある。本研究はその意味で、政府が主導する技術開発プロジェクトを題材に、その立案・遂行のプロセスで発生する複雑な関係を、関与した者の意図にまで踏み込んで読みとることに主眼が置かれた優れた歴史研究であるといえよう。また論文の各章は、投入された大いなる作業量が推測されるものであるとともに、筆者の並々ならぬ記述力をうかがわせるものである。

第二に、本論文が政策立案遂行プロセスにひそむ規模拡大の傾向や特殊法人の肥大化の危険性を事実をもとに指摘し、そのあり方に対して政策的な含意をもたらしめている点も評価できる。近年、特殊法人の放漫経営が指摘され、規制緩和・民間主導のスローガンのもと、政府の経済介入に対する批判の声は大きい。そうしたなかで実際の特殊法人の歴史を振り返り、いかなる理由のもとに、その肥大化が生じるのかを具体的なデータをもとに解き明かした貢献は大きい。

第三に、本論文は歴史の確定のみならず、個別の詳細な事例に即して社会科学における意図せざる結果の発生メカニズムを明らかにしようとする理論的な貢献をしている。人間個々人の行為というミクロ現象を集計した結果が、観察される社会現象というマクロ現象なのではないという前提に立てば、筆者が論じているように社会計画における意図せざる結果は制度設計の再現可能性の限界と密接な関係をもつことになる。有効な制度設計を考慮する際に、この問題を看過することはできず、こうした認識から先行研究を整理し、その理論的限界を指摘した点は高く評価することができる。

しかしながら、その一方で本論文の問題点としては、以下の点を指摘しておきたい。それは、序章では制度の設計や制御の方法のあり方を提示することが問題として設定されているが、結論ではその限界が言及されているにとどまり、さらにもう一段踏み込んだ理論的なフレームワークの提示にまでは至っていない点である。「多様な参加者が多様な意図をもって創発的に進化していくような社会計画を、どのように制度設計し制御していくのか」については、依然残された問題が多い。たしかに非決定的な世界観を前提にした上での制御の可能性という問題は、きわめて射程の長い問題であり、現代の社会科学の最前線で多くの先鋭的な研究者の興味を惹きつけてやまないテーマである。こうした問題に対して、歴史的なアプローチが貢献できる可能性を提示した本論文の貢献は評価すべきではあるが、設定された問題に適合した解答を与え、この問題に対してさらに深い洞察や含意をもたらすためには、今後の研究の一層の進展が必要となろう。

### 【四】

以上のような問題点は残されているものの、それらは本論文の貢献・価値を本質的に損ねるようなものではないと審査員一同は判断している。よって、審査員一同は、所定の試験結果を合わせて考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第4条第1項の規定により一橋大学博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。